

随意契約の見直しに係る取組み等

平成19年11月20日
内閣官房行政改革推進室政府の契約は一般競争入札が原則であり、随意契約は例外との原点に立ち返って見直し。

I これまでの取組み((参考2)参照))

1. 「公益法人等との随意契約の適正化について」(平成18年6月 公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)
: 各府省において「随意契約見直し計画」を策定

2. 「随意契約の適正化について」(平成19年1月 公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)
: 「随意契約見直し計画」を改訂



1、2により、競争性のない随意契約3.4兆円(17年度実績)のうち、2.1兆円(約6割強)を
一般競争入札等に移行

(競争性のない随契によることがやむを得ないと認められた主なもの)

- ・ 電気、ガス、水道、電話代
- ・ 法令等により契約先が特定されているもの 等

II 今後に向けた取組み

○ 「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月 公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議) (総理指示(下記参照)に基づき策定)

- ① 随意契約の適正化を一層推進する必要
- ② 競争性のある契約に移行した後も、特定の者以外が事実上満たすことのできない条件を設定し、結果として競争が成立しないなどの問題を解決する必要 等
から、以下の取組みを実施。
 - ・ 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底
 - ・ 監視体制の充実強化(各府省に、全ての契約を監視する第三者機関を設置)
 - ・ 政府のフォローアップ体制の強化

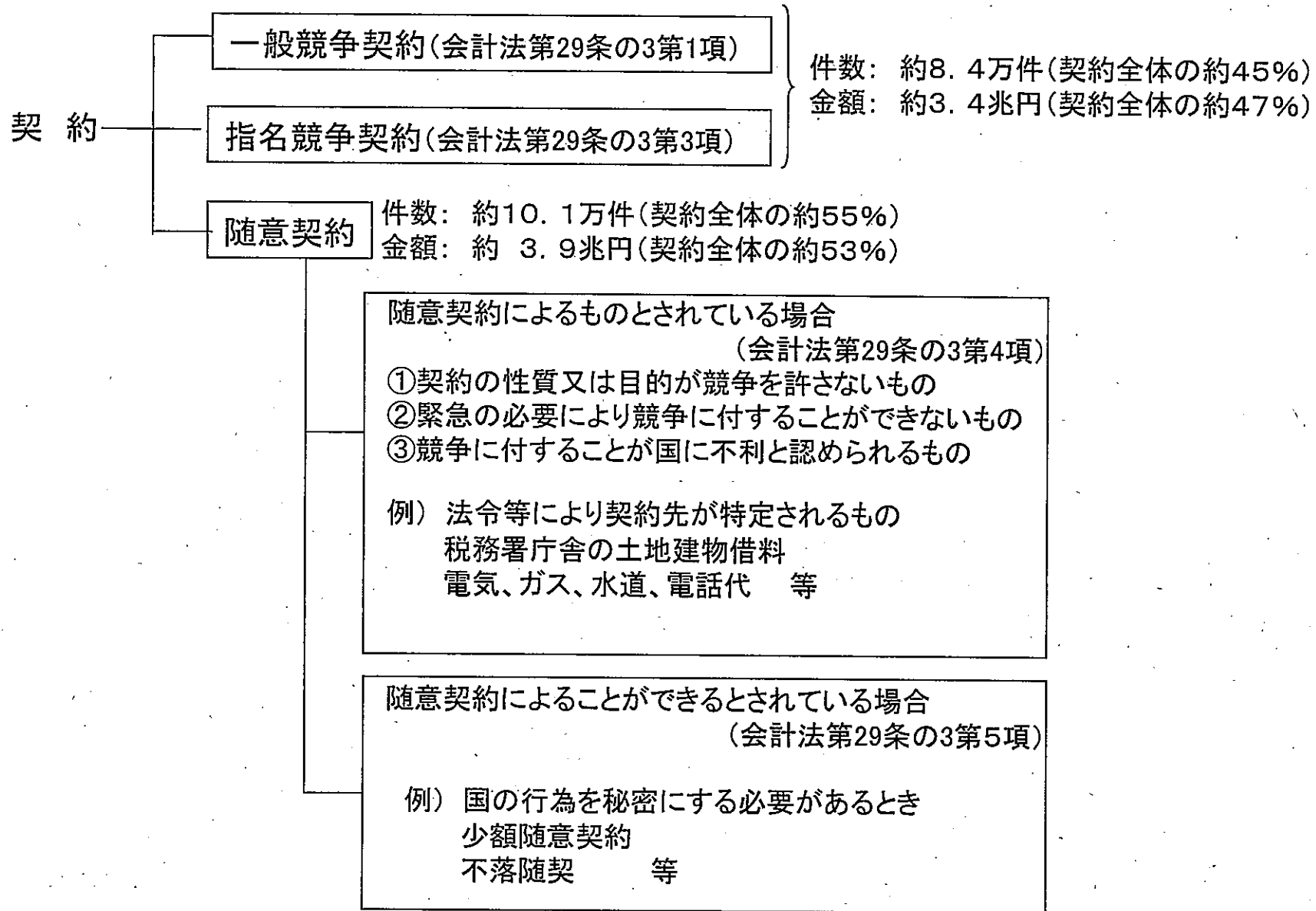
随意契約の適正化の更なる推進について

平成19年10月30日(火)閣僚懇談会
内閣総理大臣発言要旨

- 1 行政に対する国民の信頼を取り戻すためには、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。
- 2 国及び独立行政法人の締結する随意契約については、これまでも、競争性・透明性を高め、適正化を図るべく、見直しを鋭意進めてきたが、その趣旨に照らして十分でない運用が見られるとの指摘がある。行政に対する信頼の回復のためには、真の意味での適正化を推進していかなければならない。
- 3 したがって、これまで進めてきた随意契約の適正化に向けた取組が厳正に実施されるよう、
 - ① 一般競争入札への移行など契約形態が適切なものとなること、
 - ② 移行後はそれぞれの契約形態において競争性が十分確保されること、
 - ③ 特に公益法人に対する随意契約については重点的な見直しが行われること、について、各府省において徹底されたい。
- 4 また、契約を監視する第三者機関については、これまでも一部の府省に設置されてきたが、その監視対象は基本的に工事に係る入札契約に限定されていた。今後は、全ての府省に全ての契約の監視を行う第三者機関を設置するとともに、総務省が横断的立場から監視を行うことなどにより、各府省及び政府全体の監視体制の構築を図られたい。

契約の分類

(参考1)



※ 件数、額は平成17年度実績

会計法 第29条の3

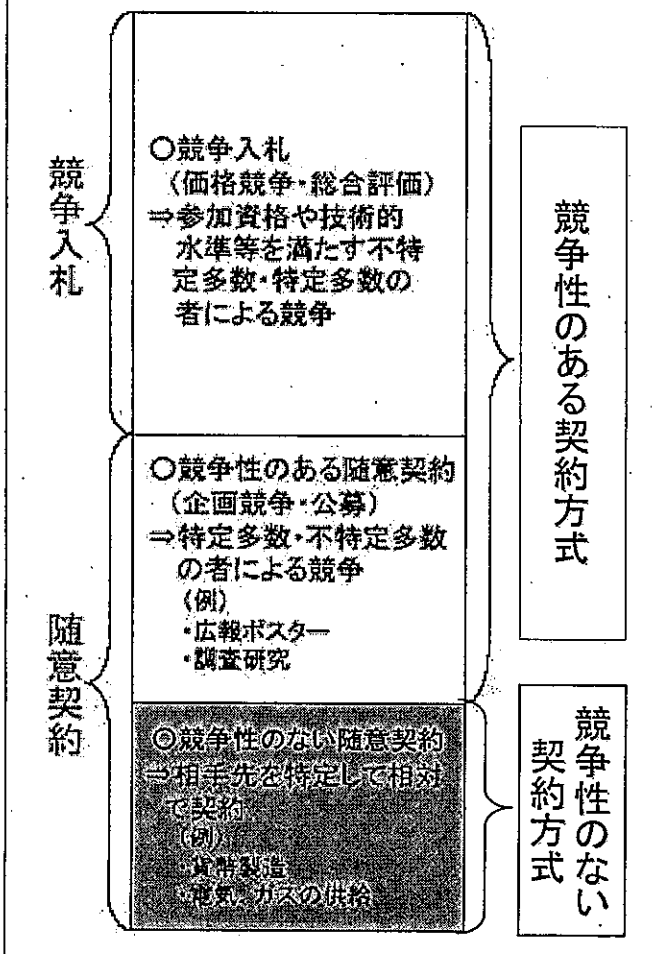
- 第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
 - 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
 - 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
 - 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

各府省における随意契約の見直し

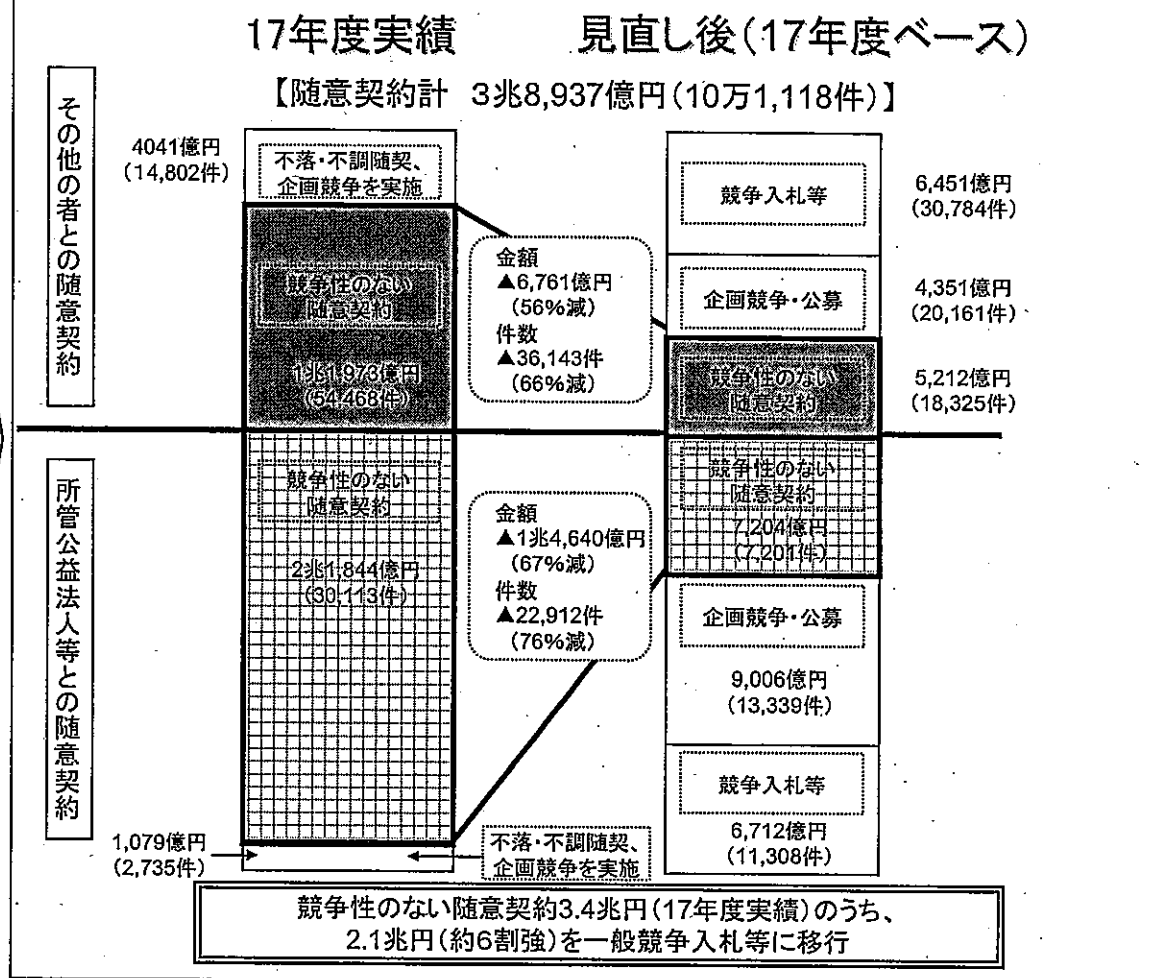
(参考2)

○ 公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議の指揮の下で実施。

既存の契約を「競争性のある契約方式」と「競争性のない契約方式」とに分類



「競争性のない随意契約」について、やむを得ないものを除き、「競争性のある契約方式」に移行



見直しの具体的内容

◆競争的手続の導入により改善することとした主なもの

○ライセンス国産等によらない防衛装備品等の調達については、公募等に移行

1,765億円

○研究開発、調査研究、広報等の技術的要素等の評価が重要であるため、価格のみで評価することができない委託契約等については、総合評価による一般競争入札や企画競争・公募に移行

1,424億円

○情報システムの運用支援、改修等に係る契約

854億円

○リース契約等の複数年を前提とした契約については、国庫債務負担行為を活用することにより、初年度のみならず、次年度以降も含めて評価した一般競争入札等に移行

794億円

(例)

- ・複数年を前提とした調査・研究
- ・コピー機器等のリース契約

○行政補助的な業務(データ入力、印刷業務等)の委託契約については、一般競争入札等に移行

108億円

◆競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められるもの

○法令等により契約先が特定されているもの
839億円

(例)

- ・日米相互防衛援助協定に係る契約
(イージス艦への弾道ミサイル防衛機能の付加等)

○その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの

628億円

- (例) 防衛施設、税務署庁舎、社会保険事務所庁舎、工事用資材・器材置場等の土地建物借料

○ライセンス国産等による防衛装備品等の調達等
173億円

○その他

(例)

- ・義務教育諸学校の教科書購入 389億円
- ・電気、ガス、水道、電話代等 339億円
- ・抗インフルエンザウィルス薬等の購入 57億円

「随意契約の適正化について」(平成19年1月
公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議より)

補助金について

補助金とは

一般的に、「国が特定の事務・事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事務・事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付」とされている。

非営利法人と補助金

1 独立行政法人と補助金

- ・ 独法は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的」として設立される法人である(独立行政法人通則法第2条第1項)。
- ・ 現在、101の法人の行う事務・事業について、厳しく見直しが行われており、必要性の認められない事務・事業については廃止される方向。当然、その事務・事業に対して交付されている補助金も廃止。

2 公益法人と補助金

- ・ 「民間法人」たる公益法人に国の金が必要以上に流れ込んだり、不透明な使われ方がされるのは問題との観点からの改革が進められている。
- ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月)
→183法人、369件が見直し対象とされ、全て措置済み(特段の理由があると認められたものは、その理由を公表)

第三者分配型補助金
(いわゆる丸投げ)

補助金等の廃止、公益法人を経由させない等により、補助金等の半分以上を外部に「丸投げ」している状態を改める。

補助金依存型公益法人
(いわゆる丸抱え)

補助金等の廃止や、整理・統合等により、年間収入の2/3以上を国に依存している「丸抱え」状態を改める。

役員報酬助成

役員報酬に対する助成はすべて廃止。